

第4-(1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
区 分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合 計 F (X+D+E)	
課税標準額 ①	(付表1-2の①X欄の金額) 円 000	(付表1-2の①X欄の金額) 円 000	(付表1-2の①X欄の金額) 円 000	※第二表の①欄へ 円 000	
① 課税資産の譲渡等の対価の額	① (付表1-2の①)				
	内 特定課税仕入れに係る支払対価の額 ② (付表1-2の②)				
消費税額 ②	(付表1-2の②)				
控除過大調整税額 ③	(付表1-2の③)				
控 除	控除対象仕入税額 ④ (付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の⑥D欄の金額)	(付表2-1の⑥E欄の金額)	※第一表の①欄へ	
	返還等対価に係る税額 ⑤ (付表1-2の⑤X欄の金額)			※第二表の①欄へ	
税 額	⑤ 売上げの返還等対価に係る税額 ⑤-1 (付表1-2の⑤-1)				
	内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 ⑤-2 (付表1-2の⑤-2)				
貸倒れに係る税額 ⑥ (付表1-2の⑥)					
控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦	(付表1-2の⑦)				
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧	(付表1-2の⑧X欄の金額)	※④E欄へ	※⑤E欄へ		
差引税額 (②+③-⑦) ⑨	(付表1-2の⑨X欄の金額)	※④E欄へ	※⑤E欄へ		
合計差引税額 (⑨-⑧) ⑩				※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ	
標準方と異なる消費税の課税標準額	控除不足還付税額 ⑪ (付表1-2の⑪X欄の金額)		(⑤D欄と⑤E欄の合計金額)		
	差引税額 ⑫ (付表1-2の⑫X欄の金額)		(⑤D欄と⑤E欄の合計金額)		
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪) ⑬	(付表1-2の⑬X欄の金額)		※第二表の②欄へ	※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑩欄へ ※第二表の②欄へ	
譲渡 割 額	還付額 ⑭ (付表1-2の⑭X欄の金額)		(⑩E欄×22/78)		
	納税額 ⑮ (付表1-2の⑮X欄の金額)		(⑩E欄×22/78)		
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭) ⑯				※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑩欄へ	

【No.99】 令和5年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額(売上税額)について、②のD欄、E欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法(積上げ計算)により計算している場合、同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額(仕入税額)について、付表2-1⑩のD欄、E欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法(割り戻し計算)により計算していませんか。

【No.102】 ⑥のD欄、E欄は、貸倒れに係る売掛金等の額(税込額)の6.24/108、7.8/110相当額を、⑥X欄は、付表1-2⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額(税込額)の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。
また、不課税又は非課税取引(金銭の貸付け等)に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。